

議案第70号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

使用料の額及び使用区分を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の部葛飾区地域コミュニティ施設柴又学び交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ 施設柴又学び交流館	レクリエーションホール	東京都葛飾区柴又五丁目 33番8号
	第一集会室	
	第二集会室	
	第三集会室	
	第四集会室	
	第五集会室	
	A視聴覚室	
	B視聴覚室	
	和室（しょうぶ）	
	和室（やなぎ）	
	大広間	
	地域集会室	

別表第2の4の部葛飾区地域コミュニティ施設柴又学び交流館の項を次のように改める。

葛飾区 地域コ ミュニ ティ施 設柴又 学び交 流館	レクリエーションホール	900円	1,300円	1,800円	3,300円
	第一集会室	300円	300円	400円	1,000円
	第二集会室	1,000円	1,100円	1,400円	3,000円
	第三集会室	300円	300円	400円	1,000円
	第四集会室	1,000円	1,100円	1,400円	3,000円
	第五集会室	500円	600円	800円	1,700円
	A視聴覚室	1,000円	1,100円	1,400円	3,000円
	B視聴覚室	300円	300円	400円	1,000円
	和室（しょうぶ）	200円	300円	400円	800円
	和室（やなぎ）	200円	300円	400円	800円
	大広間	800円	800円	1,000円	2,200円
	地域集会室	500円	600円	800円	1,700円

別表第3の4の部葛飾区地域コミュニティ施設柴又学び交流館の項を次のように改める。

葛飾区 地域コ ミュニ ティ施 設柴又 学び交 流館	レクリエーションホール	2,700円	3,900円	5,400円	9,900円
	第一集会室	900円	900円	1,200円	3,000円
	第二集会室	3,000円	3,300円	4,200円	9,000円
	第三集会室	900円	900円	1,200円	3,000円
	第四集会室	3,000円	3,300円	4,200円	9,000円
	第五集会室	1,500円	1,800円	2,400円	5,100円
	A視聴覚室	3,000円	3,300円	4,200円	9,000円
	B視聴覚室	900円	900円	1,200円	3,000円
	和室（しょうぶ）	600円	900円	1,200円	2,400円
	和室（やなぎ）	600円	900円	1,200円	2,400円
	大広間	2,400円	2,400円	3,000円	6,600円
	地域集会室	1,500円	1,800円	2,400円	5,100円

第2条 葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「使用者」を「使用することができる者」に改める。

第8条第1項中「地域コミュニティ施設」を「施設等」に改め、同条第2項を削り、

同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第11条第1項中「第8条第4項ただし書」を「第8条第3項ただし書」に改める。

別表第2の1の部を次のように改める。

1 葛飾区地域コミュニティ施設地区センター

(1) 会議室等

使用区分 名称		午前	午後（ 1）	午後（ 2）	午後（ 全）	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
葛飾区地域コミュニティ施設金町地区センター	会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
葛飾区地域コミュニティ施設高砂地区センター	会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	音楽室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	大広間	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
	和室	200円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	第一会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	第二会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円

設掘切地 区センター	議室						
	小会議 室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	音楽室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室（ 菖蒲）	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
	和室（ 萩）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室（ 牡丹）	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設四つ木 地区セン ター	大会議 室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	小会議 室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	活動室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室（ 一）	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
	和室（ 二）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設青戸地 区センタ ー	大会議 室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	小会議 室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	音楽室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室（ 御殿山 ）	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
	和室（ 葛西庵	200円	150円	150円	300円	400円	800円

)						
葛飾区地域コミュニティ施設	第一会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
葛飾区地域コミュニティ施設	第二会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
葛飾区地域コミュニティ施設	音楽室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	大広間	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
葛飾区地域コミュニティ施設	和室	200円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	大会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
葛飾区地域コミュニティ施設	小会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	音楽室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	和室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	別館洋室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	別館和室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	大会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
葛飾区地域コミュニティ施設	小会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	音楽活動室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	和室(大)	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	和室(小)	200円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地域コミュニティ施設	第一会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円

域コミュ ニティ施 設新小岩 地区セン ター	議室						
	第二会 議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	調理室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	活動室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室（ 一）	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
	和室（ 二）	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設奥戸地 区センタ ー	会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設お花茶 屋地区セ ンター	会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設柴又地 区センタ ー	大会議 室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	小会議 室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地 域コミュ	大会議 室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円

ニティ施設 新小岩 北地区セ ンター	中会議 室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	小会議 室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	音楽室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	談話室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設立石地 区センタ ー	第一会 議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	第二会 議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	別館大 会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
	別館小 会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	別館和 室	500円	250円	250円	500円	900円	1,600円
	別館集 会室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設新宿地 区センタ ー	会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
葛飾区地 域コミュ	会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円

ニティ施 設西水元 地区セン ター							
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設東金町 地区セン ター	会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設水元地 区センタ ー	会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設南綾瀬 地区セン ター	第一会 議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	第二会 議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	第三会 議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	音楽活 動室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室	900円	450円	450円	900円	1,100円	2,400円
	別館会 議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	別館和 室	300円	150円	150円	300円	400円	800円

備考

1 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- ① 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
- ② 午後（1） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ③ 午後（2） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ④ 午後（全） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ⑤ 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- ⑥ 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

2 葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室に係る夜間及び全日の使用区分については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- ① 夜間 午後6時から午後9時30分まで
- ② 全日 午前9時から午後9時30分まで

② ホール

使用区分 名称		午前	午後（1）	午後（2）	午後（全）	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	平日	4,800円	2,600円	2,600円	5,200円	5,900円	12,800円
	土曜日	5,700円	3,100円	3,100円	6,200円	7,000円	15,200円

	日曜日						円
	休日						

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 2 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
 - ① 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
 - ② 午後（1） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ③ 午後（2） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ④ 午後（全） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑤ 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑥ 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- 3 この表の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料は、この表に定める額（前項の規定により徴収する額があるときは当該額を加えた額）に1.5を乗じて得た額とする。

③ 付帯設備

使用区分	午前	午後（1）	午後（2）	午後（全）	夜間	全日
名称	午前 9時から正午まで	午後 1時から午後 3時まで	午後 3時 30分から午後 5時 30分まで	午後 1時から午後 5時 30分まで	午後 6時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
付帯設備	1 件 当	1 件 当	1 件 当	1 件 当	1 件 当	1 件 当

	た り	た り	た り	た り	た り	た り
	6,000 円	3,000 円	3,000 円	6,000 円	6,000 円	18,000円
	の 範 囲	の 範 囲	の 範 囲	の 範 囲	の 範 囲	の 範 囲
	内 に お	内 に お	内 に お	内 に お	内 に お	内 に お
	い て 規	い て 規	い て 規	い て 規	い て 規	い て 規
	則 で 定	則 で 定	則 で 定	則 で 定	則 で 定	則 で 定
	め る 額	め る 額	め る 額	め る 額	め る 額	め る 額

備考

1 使用者が使用区分の時間を超えて付帯設備を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

① 午前 当該付帯設備につき午前の欄に定める使用料の2割相当額

② 午後（1） 当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

③ 午後（2） 当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

④ 午後（全） 当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

⑤ 夜間 当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

⑥ 全日 当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

2 葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室において使用する付帯設備に係る夜間及び全日の使用区分については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

① 夜間 午後6時から午後9時30分まで

② 全日 午前9時から午後9時30分まで

別表第2の2の部葛飾区地域コミュニティ施設西小菅集い交流館の項中「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設小菅東集い交流館の項中「1,100

円」を「1,000円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀有集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設つつみ集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設末広集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設水元集い交流館の項中「800円」を「900円」に、「900円」を「1,000円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「2,300円」を「2,600円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設西青戸集い交流館の項中「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設宝町集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「200円」を「300円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設新宿防災コミュニティセンター集い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設新宿防災コミュニティセンター集い交流館	会議室	900円	1,000円	1,300円	2,600円
	和室（大）	200円	200円	200円	500円
	和室（小）	100円	100円	100円	300円

別表第2の2の部葛飾区地域コミュニティ施設青戸高架下集い交流館の項中「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設西亀有集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩南集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設木根川集い交流館の項中「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀有北集い交流館及び葛飾区地域コミュニティ施設南綾瀬第二集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設高砂北集い交流館の項中「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設東奥戸集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀有東集い交流館の項中「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設南水元集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設奥戸しらさぎ集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀

が岡集い交流館の項中「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設金町つつみ集い交流館の項、葛飾区地域コミュニティ施設幸田集い交流館の項、葛飾区地域コミュニティ施設白鳥集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設渋江集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設さくらみち集い交流館の項中「800円」を「900円」に、「900円」を「1,000円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「2,300円」を「2,600円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設上平井集い交流館の項中「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設細田集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設いづか集い交流館の項中「1,100円」を「1,000円」に、「600円」を「500円」に改め、同部備考を次のように改める。

備考 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- (1) 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
- (2) 午後 当該施設につき午後の欄に定める使用料の2割相当額
- (3) 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- (4) 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

別表第2の3の部葛飾区地域コミュニティ施設堀切憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に、「200円」を「300円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設渋江憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設柴又憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設中道憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設東金町憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設鎌倉憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設末広憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設青戸中央憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設小菅憩い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設青戸中央憩い交流館	大広間	200円	300円	400円	800円
	和室	200円	200円	200円	500円
葛飾区地域コミュニティ施設小菅憩い交流館	大広間	200円	300円	400円	800円
	和室	100円	100円	100円	300円

別表第2の3の部葛飾区地域コミュニティ施設たつみ憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設新宿憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設西奥戸憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設東奥戸憩い交流館の項、葛飾区地域コミュニティ施設宝町憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設砂原憩い交流館の項中「1,000円」を「800円」に、「600円」を「500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設水元憩い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設水元憩い交流館	大広間	300円	300円	400円	800円
	和室	100円	100円	100円	300円
	多目的ホール	200円	300円	400円	800円

別表第2の3の部備考を次のように改める。

備考 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- ① 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
- ② 午後 当該施設につき午後の欄に定める使用料の2割相当額
- ③ 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- ④ 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

別表第2の4の部を次のように改める。

4 葛飾区地域コミュニティ施設学び交流館

使用区分 名称		午前	午後（ 1）	午後（ 2）	午後（ 全）	夜間	全日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から午 後 5 時 30 分ま で	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設新小岩 学び交流 館	スポー ツ室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	第一集 会室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	第二集 会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	第三集 会室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	和室（ しょう ぶ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室（ やなぎ ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
	料理実 習室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	葛飾区地 域コミュ ニティ施 設亀有学 会室	スポー ツ室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円
第一集 会室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円	

び交流館	第二集 会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	第三集 会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	第四集 会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	視聴覚 室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	和室（ しょう ぶ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室（ やなぎ ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
	料理実 習室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設水元学	レクリ エーシ ョンホ ール	2,400円	1,350円	1,350円	2,700円	3,500円	6,900円
び交流館	第一集 会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	第二集 会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	第三集 会室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	第四集 会室					400円	
	視聴覚	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円

	室						
	創作室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	和室（しょうぶ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室（やなぎ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室（さくら）					400円	
	和室（松）					400円	
	和室（竹）					400円	
	和室（梅）					400円	
	和室（寿）					400円	
	大広間					3,500円	
	料理実習室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	学習室					1,700円	
葛飾区地域コミュニティ施設柴又学び交流館	レクリエーションホール	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	第一集会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円

第二集 会室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
第三集 会室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
第四集 会室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
第五集 会室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
A 視聴 覚室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
B 視聴 覚室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
和室（ しょう ぶ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
和室（ やなぎ ）	200円	150円	150円	300円	400円	800円
大広間	900円	450円	450円	900円	1,100円	2,400円
地域集 会室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
付帯設備	1 件 当 た り 6,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 める 額	1 件 当 た り 3,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 める 額	1 件 当 た り 3,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 める 額	1 件 当 た り 6,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 める 額	1 件 当 た り 6,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 める 額	1 件 当 た り 18,000円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 める 額

備考 使用者が使用区分の時間を超えて施設又は付帯設備を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（１）、午前と午後（全）、午後（１）と午後（２）、午後（２）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

① 午前 当該施設又は当該付帯設備につき午前の欄に定める使用料の２割相当額

② 午後（１） 当該施設又は当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の２割相当額

③ 午後（２） 当該施設又は当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の２割相当額

④ 午後（全） 当該施設又は当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の２割相当額

⑤ 夜間 当該施設又は当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の２割相当額

⑥ 全日 当該施設又は当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の２割相当額

別表第３の１の部を次のように改める。

１ 葛飾区地域コミュニティ施設地区センター

① 会議室等

使用区分		午前	午後（ １）	午後（ ２）	午後（ 全）	夜間	全日	
名称		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から午 後 5 時 30 分ま で	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	
	葛飾区地 域コミュ ニティ施 設金町地	会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
		和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円

区センター							
葛飾区地域コミュニティ施設高砂地区センター	会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	音楽室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	大広間	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地域コミュニティ施設堀切地区センター	第一会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	第二会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	小会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	音楽室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	和室（菖蒲）	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室（萩）	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（牡丹）	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地域コミュニティ施設四つ木地区センター	大会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	小会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	活動室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（一）	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室（	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

	二)						
葛飾区地域コミュニティ施設青戸地区センター	大会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	小会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	音楽室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	和室（御殿山）	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室（葛西庵）	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地域コミュニティ施設亀有地区センター	第一会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	第二会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	音楽室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	大広間	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地域コミュニティ施設東立石地区センター	大会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	小会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	音楽室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	別館洋室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	別館和室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

葛飾区地域コミュニティ施設東四つ木地区センター	大会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	小会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	音楽活動室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（大）	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（小）	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地区センター	第一会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	第二会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	調理室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	活動室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（一）	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室（二）	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地域コミュニティ施設奥戸地区センター	会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
葛飾区地域コミュニティ施設	会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円

設お花茶 屋地区セ ンター							
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設柴又地 区センタ ー	大会議 室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	小会議 室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設新小岩 北地区セ ンター	大会議 室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	中会議 室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	小会議 室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	音楽室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	談話室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設立石地 区センタ ー	第一会 議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	第二会 議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	別館大 会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,700円	10,800 円
	別館小 会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	別館和 室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,700円	4,800円
	別館集	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,700円	10,800

	会室						円
	別館多 目的室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,700円	10,800 円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設新宿地 区センタ ー	会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設西水元 地区セン ター	会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設東金町 地区セン ター	会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設水元地 区センタ ー	会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設第一会 議室	第一会 議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円

コミュニティ施設 南綾瀬 地区センター	第二会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第三会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	音楽活動室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室	2,700円	1,350円	1,350円	2,700円	3,300円	7,200円
	別館会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	別館和室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

備考

- 1 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
 - ① 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
 - ② 午後（1） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ③ 午後（2） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ④ 午後（全） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑤ 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑥ 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
 - 2 葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室に係る夜間及び全日の使用区分については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - ① 夜間 午後6時から午後9時30分まで
 - ② 全日 午前9時から午後9時30分まで
- ② ホール

使用区分 名称		午前	午後（ 1）	午後（ 2）	午後（ 全）	夜間	全日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から午 後 5 時 30 分ま で	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
ホール	平日	14,400 円	7,800円	7,800円	15,600 円	17,700 円	38,400 円
	土曜日	17,100 円	9,300円	9,300円	18,600 円	21,000 円	45,600 円
	日曜日 休日						

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。
- 2 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
 - ① 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
 - ② 午後（1） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ③ 午後（2） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ④ 午後（全） 当該施設につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑤ 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑥ 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- 3 この表の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料は、この表に定める額（前項の規定により徴収する額があ

るときは当該額を加えた額)に1.5を乗じて得た額とする。

③ 付帯設備

使用区分	午前	午後 (1)	午後 (2)	午後 (全)	夜間	全日
名称	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
付帯設備	1 件当たり 6,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 3,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 3,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 6,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 6,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 18,000 円の範囲内において規則で定める額

備考

1 使用者が使用区分の時間を超えて付帯設備を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後(1)、午前と午後(全)、午後(1)と午後(2)、午後(2)と夜間又は午後(全)と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

① 午前 当該付帯設備につき午前の欄に定める使用料の2割相当額

② 午後(1) 当該付帯設備につき午後(全)の欄に定める使用料の2割相当額

③ 午後(2) 当該付帯設備につき午後(全)の欄に定める使用料の2割相当額

(4) 午後（全） 当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

(5) 夜間 当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

(6) 全日 当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

2 葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室において使用する付帯設備に係る夜間及び全日の使用区分については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 夜間 午後6時から午後9時30分まで

(2) 全日 午前9時から午後9時30分まで

別表第3の2の部葛飾区地域コミュニティ施設西小菅集い交流館の項中「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設小菅東集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀有集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設つつみ集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設末広集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設水元集い交流館の項中「2,400円」を「2,700円」に、「2,700円」を「3,000円」に、「3,300円」を「3,900円」に、「6,900円」を「7,800円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設西青戸集い交流館の項中「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設宝町集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「600円」を「900円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設新宿防災コミュニティセンター集い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設新宿防災コミュニティセンター集い交流館	会議室	2,700円	3,000円	3,900円	7,800円
	和室（大）	600円	600円	600円	1,500円
	和室（小）	300円	300円	300円	900円

別表第3の2の部葛飾区地域コミュニティ施設青戸高架下集い交流館の項中「3,000

円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設西亀有集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩南集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設木根川集い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀有北集い交流館及び葛飾区地域コミュニティ施設南綾瀬第二集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設高砂北集い交流館の項中「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設東奥戸集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀有東集い交流館の項中「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設南水元集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設奥戸しらさぎ集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設亀が岡集い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設金町つつみ集い交流館の項、葛飾区地域コミュニティ施設幸田集い交流館の項、葛飾区地域コミュニティ施設白鳥集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設渋江集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設さくらみち集い交流館の項中「2,400円」を「2,700円」に、「2,700円」を「3,000円」に、「3,300円」を「3,900円」に、「6,900円」を「7,800円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設上平井集い交流館の項中「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設細田集い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設いづか集い交流館の項中「3,300円」を「3,000円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部備考を次のように改める。

備考 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- (1) 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
- (2) 午後 当該施設につき午後の欄に定める使用料の2割相当額

(3) 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

(4) 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

別表第3の3の部葛飾区地域コミュニティ施設堀切憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に、「600円」を「900円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設渋江憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設柴又憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設中道憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設東金町憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設鎌倉憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設末広憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設青戸中央憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設小菅憩い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設青戸中央憩い交流館	大広間	600円	900円	1,200円	2,400円
	和室	600円	600円	600円	1,500円
葛飾区地域コミュニティ施設小菅憩い交流館	大広間	600円	900円	1,200円	2,400円
	和室	300円	300円	300円	900円

別表第3の3の部葛飾区地域コミュニティ施設つつみ憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設新宿憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設西奥戸憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設東奥戸憩い交流館の項、葛飾区地域コミュニティ施設宝町憩い交流館の項及び葛飾区地域コミュニティ施設砂原憩い交流館の項中「3,000円」を「2,400円」に、「1,800円」を「1,500円」に改め、同部葛飾区地域コミュニティ施設水元憩い交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設水元憩い交流館	大広間	900円	900円	1,200円	2,400円
	和室	300円	300円	300円	900円
	多目的ホー	600円	900円	1,200円	2,400円

	ル				
--	---	--	--	--	--

別表第3の3の部備考を次のように改める。

備考 使用者が使用区分の時間を超えて施設を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- ① 午前 当該施設につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
- ② 午後 当該施設につき午後の欄に定める使用料の2割相当額
- ③ 夜間 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- ④ 全日 当該施設につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

別表第3の4の部を次のように改める。

4 葛飾区地域コミュニティ施設学び交流館

使用区分 名称		午前	午後（ 1）	午後（ 2）	午後（ 全）	夜間	全日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から午 後 5 時 30 分ま で	午後 1 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設新小岩 学び交流 館	スポー ツ室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	第一集 会室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	第二集 会室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第三集 会室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	和室（	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

	しょうぶ)						
	和室 (やなぎ)	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	料理実習室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
葛飾区地域コミュニティ施設亀有学び交流館	スポーツ室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	第一集會室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	第二集會室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第三集會室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第四集會室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	視聴覚室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200円
	和室 (しょうぶ)	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室 (やなぎ)	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	料理実習室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
葛飾区地域コミュニティ	レクリエーション	7,200円	4,050円	4,050円	8,100円	10,500円	20,700円

ニティ施設 水元学 び交流館	ョンホ ール						
	第一集 会室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第二集 会室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第三集 会室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	第四集 会室					1,200円	
	視聴覚 室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	創作室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	和室（ しょう ぶ）	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（ やなぎ ）	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（ さくら ）					1,200円	
	和室（ 松）					1,200円	
	和室（ 竹）					1,200円	
	和室（ 梅）					1,200円	

	和室（ 寿）					1,200円	
	大広間					10,500 円	
	料理実 習室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	学習室					5,100円	
葛飾区地 域コミュ ニティ施 設柴又学 び交流館	レクリ エーシ ョンホ ール	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	第一集 会室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第二集 会室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	第三集 会室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	第四集 会室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	第五集 会室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	A視聴 覚室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	B視聴 覚室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（ しょう ぶ）	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

	やなぎ)						
	大広間	2,700円	1,350円	1,350円	2,700円	3,300円	7,200円
	地域集 会室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
付帯設備		1 件 当 た り 6,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 め る 額	1 件 当 た り 3,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 め る 額	1 件 当 た り 3,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 め る 額	1 件 当 た り 6,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 め る 額	1 件 当 た り 6,000 円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 め る 額	1 件 当 た り 18,000円 の 範 囲 内 に お い て 規 則 で 定 め る 額

備考 使用者が使用区分の時間を超えて施設又は付帯設備を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（１）、午前と午後（全）、午後（１）と午後（２）、午後（２）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- ① 午前 当該施設又は当該付帯設備につき午前の欄に定める使用料の２割相当額
 - ② 午後（１） 当該施設又は当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の２割相当額
 - ③ 午後（２） 当該施設又は当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の２割相当額
 - ④ 午後（全） 当該施設又は当該付帯設備につき午後（全）の欄に定める使用料の２割相当額
 - ⑤ 夜間 当該施設又は当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の２割相当額
 - ⑥ 全日 当該施設又は当該付帯設備につき夜間の欄に定める使用料の２割相当額
- 付 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例別表第2及び別表第3の規定は、平成28年10月1日以後の使用について適用する。

(準備行為)

3 第1条の規定による改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例第5条第1項の規定による使用の承認その他の行為は、平成28年4月1日前においても行うことができる。

4 第2条の規定による改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例第5条第1項の規定による使用の承認その他の行為は、平成28年10月1日前においても行うことができる。